

# 山梨県公報

号外第二十一号

平成二十年

三月三十一日

月 曜 日

## 目 次

### 企業局

- 山梨県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………一
- 山梨県企業職員の育児休業に関する規程……………一
- 山梨県企業職員の修学部分休業等に関する規程……………一
- 山梨県企業職員の自己啓発休業に関する規程……………一
- 山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程……………二
- 山梨県企業局組織規程の一部を改正する規程……………二
- 山梨県企業局事務委任規程の一部を改正する規程……………二
- 山梨県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程……………二
- 山梨県企業局処務規程の一部を改正する規程……………三
- 山梨県営電気事業保安規程の一部を改正する規程……………三
- 山梨県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程……………六
- 山梨県企業局訓令前行署名式の一部を改正する訓令……………六
- 教育委員会**
- 山梨県教育庁組織規則の一部を改正する規則……………七
- 山梨県教育委員会委任規則の一部を改正する規則……………七
- 山梨県教育庁行政文書管理規程の一部を改正する訓令……………七

## 企業局

### 山梨県企業局管理規程第一号

山梨県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成二十年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 望 月 三 千 雄

山梨県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

山梨県企業職員の給与に関する規程(昭和四十二年山梨県企業局管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

別表第三の二の表中「79,700円」を「84,100円」、「70,800円」を「75,200円」に、「66,500円」を「70,600円」、「58,200円」を「62,300円」、「49,900円」を「54,000円」に改める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行し、平成二十年一月一日から適用する。(経過措置)

2 山梨県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成十九年山梨県企業局管理規程第二号)附則第二項の規定については、同項中「この規程」とあるのは、「山梨県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成二十年山梨県企業局管理規程第一号)」と読み替えて適用する。

### 山梨県企業局管理規程第二号

山梨県企業職員の育児休業等に関する規程を次のように定める。  
平成二十年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 望 月 三 千 雄

山梨県企業職員の育児休業等に関する規程

山梨県企業職員の育児休業等については、山梨県職員の育児休業等に関する条例(平成四年山梨県条例第一号)の適用を受ける職員の例による。

### 附 則

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

### 山梨県企業局管理規程第三号

山梨県企業職員の修学部分休業に関する規程を次のように定める。  
平成二十年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 望 月 三 千 雄

山梨県企業職員の修学部分休業に関する規程

山梨県企業職員の修学部分休業については、山梨県職員の修学部分休業に関する条例(平成十七年山梨県条例第二号)の適用を受ける職員の例による。

### 附 則

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

### 山梨県企業局管理規程第四号

山梨県企業職員の自己啓発等休業に関する規程を次のように定める。



山梨県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成二十年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 望月 三千雄  
山梨県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程

山梨県企業局事務決裁規程（昭和四十三年山梨県企業局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第五条の二の次に次の一条を加える。

（所長の共通専決事項）

**第五条の三** 組織規程第六條第一項に規定する所長（以下「所長」という。）共通の専決事項は、別表第三の三のとおりとする。

第十四條第一項中「事業所の所長（組織規程第六條第一項に規定する所長をいう。以下同じ。）」を「所長」に改める。

別表第一第十三号中「二十万円以上三十万円未満」を、「三十万円以上五十万円未満」に改め、同表第十七号中「借受け」の下に、「別表第三第七号及び別表第三の三に掲げる使用許可及び借受けを除く。」を加える。

別表第三第七号中「条件変更を除く」を削り、「財産の借受け」を「財産の継続借受け（別表第三の三に掲げる使用許可及び借受けを除く。）」に改める。

別表第三の二の次に次の一表を加える。  
別表第三の三（第五条の三関係）  
所長の共通の専決事項

行政財産の継続使用許可及び財産の継続借受け（事業所における条件変更を伴わない使用許可及び借受けに限る。）に関すること。

別表第四総務課長の個別的専決事項の項第六号中「二十万円」を、「三十万円」に改め、「支出負担行為」の下に、「電気課長の個別的専決事項の項第一号に掲げるものを除く。」を加え、同項第七号中「登記事務」を「補償及び登記事務（電気課長の個別的専決事項の項第二号に掲げるものを除く。）」に改め、同項第十号中「職員住宅及び公舎」を「大和職員宿舎」に改め、同項第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 丘の公園の施設利用料の徴収事務に関すること。  
別表第四経営企画課長の個別的専決事項の項を削る。

**附則**

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

**山梨県企業局管理規程第九号**

山梨県企業局処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成二十年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 望月 三千雄  
山梨県企業局処務規程の一部を改正する規程

山梨県企業局処務規程（昭和四十三年山梨県企業局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

別表中経営企画課の項を削る。

**附則**

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

**山梨県企業局管理規程第十号**

山梨県管電気事業保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 望月 三千雄

山梨県管電気事業保安規程の一部を改正する規程

山梨県管電気事業保安規程（昭和六十年山梨県企業局管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項の表電気主任技術者の項中

発電総合制御所所管電気工作物	発電総合制御所所管電気工作物
早川水系発電管理事務所管電気工作物	早川水系発電管理事務所管電気工作物
笛吹川水系発電管理事務所管電気工作物	笛吹川水系発電管理事務所管電気工作物
塩川発電所電気工作物	塩川発電所電気工作物
丘の公園太陽電池発電所電気工作物	丘の公園太陽電池発電所電気工作物
新琴川第三発電所電気工作物	新琴川第三発電所電気工作物
	笛吹川水系事務所管理

を  
発電総合制御所所管電気工作物  
早川水系発電管理事務所

に改め、同表

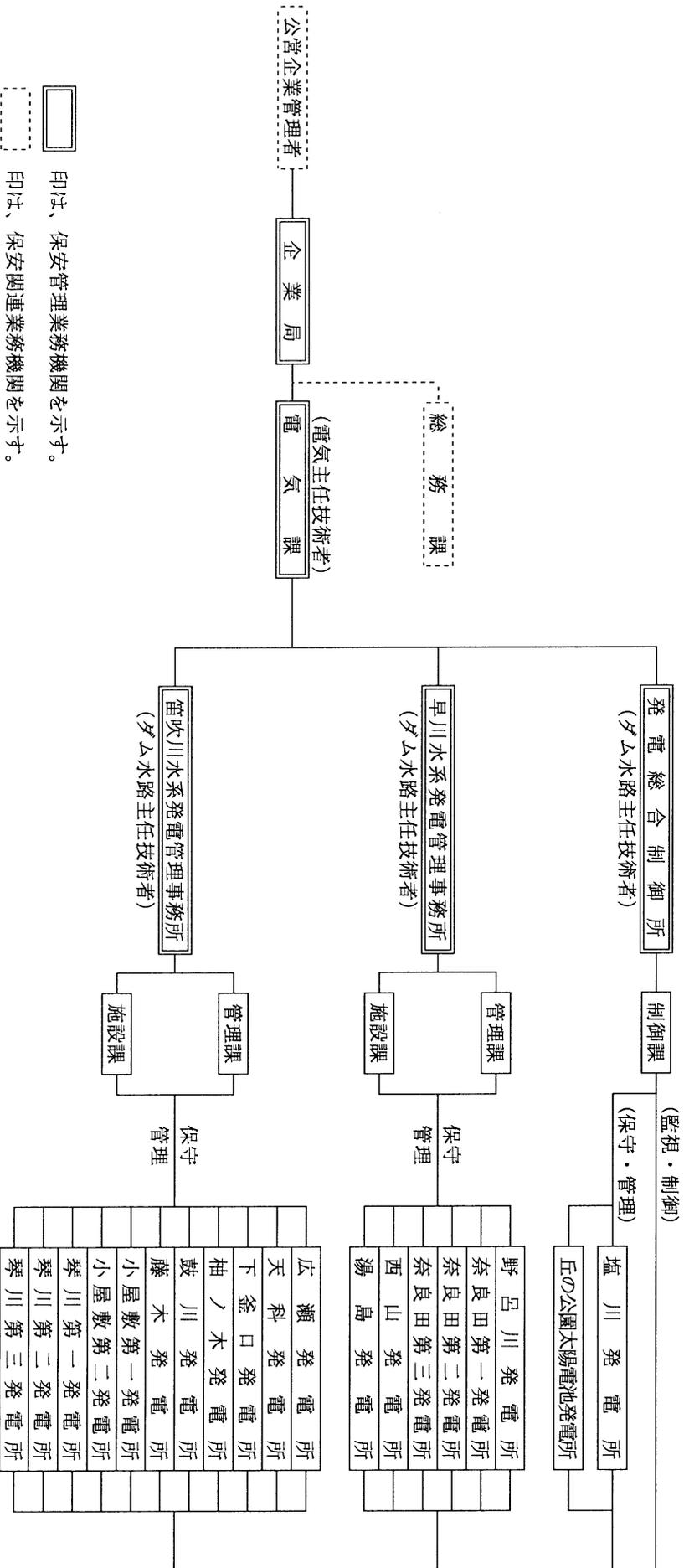
管電気工作物 笛吹川水系発電管理事務所 所管電気工作物 塩川発電所電気工作物 丘の公園太陽電池発電所電 気工作物	電気課長
---	------

発電管理  
職員

ダム水路主任技術者の項中「新琴川第三発電所ダム水路工作物」を削る。  
別表第一を次のように改める。

別表第一（第四条関係）

保安に関する組織機構概要



印は、保安管理業務機関を示す。



印は、保安関連業務機関を示す。

別表第一笛吹川水系発電管理事務所の頂分管業務の欄中

<p>「</p> <p>1 広瀬発電所、天科発電所、下釜口発電所、柚ノ木発電所、小戸敷第一発電所、小戸敷第二発電所、小戸敷第三発電所及び琴川第二発電所 イ 設備の保守管理に ロ 調整池及びダムムすること。 ハ 保安教育に関する 2 新琴川第三発電所の 1 広瀬発電所、天科発電所、柚ノ木発電所、小戸敷第一発電所、小戸敷第二発電所、小戸敷第三発電所及び琴川第二発電所 イ 設備及び水路工作 ロ 工事の設計及び施工 2 新琴川第三発電所の</p>	<p>2 工事の設計及び施工に関すること。</p> <p>「 に改める。 」 附 則 この規程は、平成二十年四月一日から施行する。</p> <p><b>山梨県企業局管理規程第十一号</b> 山梨県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成二十年三月三十一日 山梨県公営企業管理者 望 月 三千雄</p> <p>山梨県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程 山梨県企業局自家用電気工作物保安規程（昭和六十年山梨県企業局管理規程第十号）の一部を次のように改正する。 別表第一を次のように改める。</p> <p>管理者——局長——次長——<b>総務課</b>——主任技術者</p> <p>別表第二中「総管企画課」を「総務課」に改める。 <b>附 則</b> この規程は、平成二十年四月一日から施行する。</p> <p><b>山梨県企業局令甲第一号</b> 山梨県企業局訓令前行番号第一の二の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成二十年三月三十一日 山梨県公営企業管理者 望 月 三千雄</p> <p>山梨県企業局訓令前行番号第一の二の一部を改正する訓令 山梨県企業局令前行番号第一（昭和五十五年山梨県企業局訓令甲第一号）の一部を次のように改める。 「、発電企画課」を「 </p>
<p>「</p> <p>1 設備の保守管理に関すること。 2 調整池及びダム水路工作物の保守管理に関すること。 3 保安教育に関すること。</p> <p>広瀬発電所、天科発電所、下釜口発電所、柚ノ木発電所、小戸敷第一発電所、小戸敷第二発電所、小戸敷第三発電所及び琴川第二発電所の次に掲げる事項</p>	<p>同 本 所 庁</p>
<p>「</p> <p>1 設備及び水路工作物の計画に関すること。</p> <p>電所、下釜口発電所、柚ノ木発電所、小戸敷第一発電所、小戸敷第二発電所、小戸敷第三発電所、琴川第一発電所、琴川第二発電所、琴川第三発電所の次に掲げる事項</p>	<p>同 本 所 庁</p>

附則  
この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

### 教育委員会

#### 山梨県教育委員会規則第十五号

山梨県教育庁組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成二十年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 輿 石 順 一

山梨県教育庁組織規則の一部を改正する規則

山梨県教育庁組織規則（昭和六十年山梨県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第四条の二の表中

學術文化財課	県史編さん室	を	社会教育課	新図書館
--------	--------	---	-------	------

建設室  
に改める。

第十二条第八号中「、山梨県立文学館及び山梨県立保存民家」を「及び山梨県立文学館」に改める。

第十三条の二を次のように改める。

（新図書館建設室）

第十三条の二 新図書館建設室においては、次の事務を所掌する。

- 一 新山梨県立図書館の建設に関すること。
- 二 新山梨県図書館情報ネットワークシステムの構築に関すること。
- 三 読書推進体制の整備に関すること。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

#### 山梨県教育委員会規則第十六号

山梨県教育委員会委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 輿 石 順 一

山梨県教育委員会委任規則の一部を改正する規則  
山梨県教育委員会委任規則（昭和三十二年山梨県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十八号を第十九号とし、第十七号の次に次の一号を加える。

十八 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

#### 山梨県教育委員会訓令甲第一号

庁 中 一 般

教 育 事 務 所

埋蔵文化財センター

県 立 図 書 館

県 立 美 術 館

県 立 博 物 館

県 立 考 古 博 物 館

県 立 文 学 館

県 立 学 校

山梨県教育庁行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 輿 石 順 一

山梨県教育庁行政文書管理規程の一部を改正する訓令

山梨県教育庁行政文書管理規程（平成十八年山梨県教育委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「県史編さん室」を「新図書館建設室」に改める。

附則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番